

# 第1章

## 戦略の策定にあたって



油井岳 (写真: 瀬戸内町)

# 1 生物多様性地域戦略策定の背景

## (1) 生物多様性とは

生物多様性基本法では、「生物の多様性」について「様々な生態系が存在すること並びに、生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と定義しています。また、環境省のウェブサイトでは、「生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。」と説明しています。

### 〈様々な自然があること：生態系の多様性〉

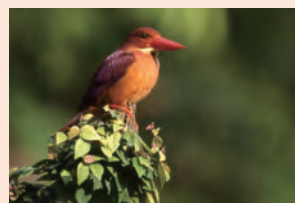
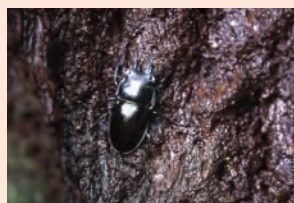
奄美大島には、森、マングローブ、サンゴ礁など、さまざまな環境があります。その中で森という環境ひとつをとっても、樹木の構成や成り立ち、林齢などにより、多様な種類の森林に分けることができます。それぞれの環境と、そこで生きる生物も含めたまとまりを「生態系」と呼びます。「生態系の多様性」とは、どれだけ多くの生態系があるかということです。



### 〈生物の種類に差異があること：種（種間）の多様性〉

それぞれの生態系には、その環境を好む動物や植物、さらにはプランクトンやバクテリアのような小さな生物まで、様々な種類の生物が生息・生育しています。

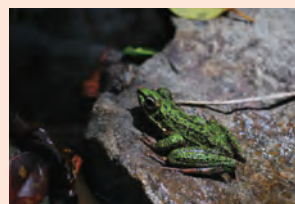
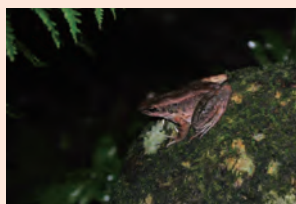
「種（種間）の多様性」とは、そこに棲む生物の種類がどのくらい豊富であるかということです。



### 〈生物の種内に差異があること：遺伝子（種内）の多様性〉

アマミハナサキガエルは同じ種の中でも、色や模様が様々に異なっています。この他にも体質や性格が異なるというように、外見だけではわからないところにも違いは存在しています。

「遺伝子（種内）の多様性」とは、同じ種の中のそれぞれの生物が持つ遺伝子の違いがどのくらいあるかということです。言い換えれば生物の持つ個性の豊かさの程度がどのくらいあるかということです。



〔写真：○興 克樹、★常田 守、△浜田 太、●大和村、◆龍郷町、■自然環境研究センター〕

## (2) 生物多様性保全の重要性

生物の多様性は、地球上の生命誕生以来、何十億年もの長い時間をかけて作られてきたものです。私たち人類も地球上の多様な生物の一部です。そして、私たちの生活は、多様な生物によって構成される様々な自然から生み出される恵み（生態系サービス<sup>1</sup>）によって支えられています。その恵みには衣・食・住など物質的な供給サービスのほか、気候の緩和や洪水防止などの調整サービス、伝統的文化や芸術などを育む文化的サービス、生活基盤となっている環境を作っている基盤サービスなどの種類があります。これらをいつまでも使い続けられるような形で利用しなければ、私たちも暮らしていくことができません。

### 自然の恵み（生態系サービス）

#### 生活に必要な資源を供給するという自然の恵み 「供給サービス」

衣服などに利用する綿や羊毛も、米や野菜などの食物も、木材やサンゴで造った石垣も、クビ木や長命草等の健康食品・抗生物質等の医薬品も、生物等が創り出してくれた自然の恵みです。



サンゴの石垣（写真：瀬戸内町）

#### 環境を制御するという自然の恵み 「調整サービス」

私たちが出す汚水を微生物が浄化してくれることも、森の木々が晴れの日でも川の水を流し続けてくれることも、浸食されやすい赤土の崖を植物が覆って崩落を防止してくれることも、カヤハエなどをカエルやヤモリが駆除してくれていることも、生物等が行ってくれる自然の恵みです。



溪流（写真：大和村）

#### 文化や伝統など人の心に通じる自然の恵み 「文化的サービス」

自然の息吹を美しく描いた田中一村の絵画も、美しい風景や海の力（タラソ）による癒やしも、ダイビング・釣りなどの野外レクリエーションなども、自然が精神的にあるいは宗教的に私たちの暮らしに潤いを与えてくれることも、生物等が提供してくれる自然の恵みです。



ダイビング（写真：大和村）

#### 環境を基本的に構成するものを作り出すという自然の恵み 「基盤サービス」

私たちが生きて行くために必要とする空気や水も、作物を育てるための土壌や栄養分も、生物等が創り出してくれた自然の恵みです。



フナンギョの滝（写真：奄美市）

#### 1 生態系サービス

国際連合の提唱によって2001年～2005年に行われた、地球規模の生態系に関するアセスメントである「ミレニアム生態系評価」では、生物や生態系から得られる恵みを評価するために、その恵みを生態系サービスとして「供給」「調整」「文化的」「基盤」の4つに分類して評価しました。

### (3) 国内外の動き

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議<sup>2</sup>で、「生物の多様性に関する条約」<sup>3</sup>の調印が行われ、1993年に発効しました。このような国際的な生物多様性を保全する流れを受け、わが国でも最初の生物多様性国家戦略を1995年に策定しました。

2008年に生物多様性基本法が施行され、2010年には名古屋で行われた生物多様性条約締約国会議(CBD-COP10)において、生態系が取り返しの付かない劇的な変化が起こる転換点(ティッピングポイント)<sup>4</sup>の概念が示されました。これを受けてCBD-COP10では、2020年までの取組目標として、生物多様性・自然の恵みを守り・向上させ、賢明に利用し、公正に利益を分かち合うための行動を分かりやすく20に単純化した「愛知目標(愛知ターゲット)」がまとめられました。

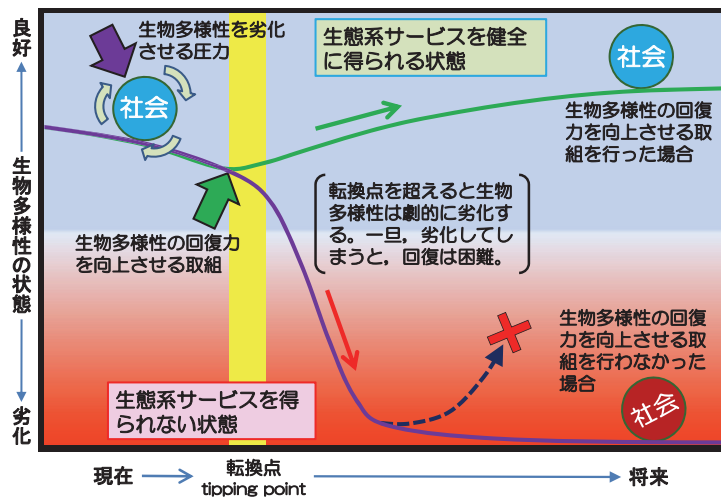
これを踏まえ我が国では、2012年には、愛知目標達成に向けたロードマップ等を盛り込んだ「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されています。

さらに、鹿児島県でも「生物多様性鹿児島県戦略」(以下「県戦略」という。)が2014年に策定されました。県戦略の中で奄美地域は、生物多様性の高い地域として評価され、奄美地域の生物多様性の保全に向けたさまざまな取組が行われてきました。

2015年には国連サミットにおいて、世界目標である「持続可能な開発目標(SDGs)<sup>5</sup>」が採択され、我が国においては2016年に内閣に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、国内での取組や開発途上国への国際支援が行われています。

また、2017年には、ユネスコ世界遺産センターへ「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産候補地として推薦され、奄美群島国立公園が指定されました。その後、IUCNの登録延期勧告により一旦推薦を取り下げたため、2019年に再推薦がなされました。新型コロナウイルス感

生物多様性の転換点(ティッピングポイント)



[出典：地球規模生物多様性概況第3版(一部改変)]

#### 2 国連環境開発会議

地球サミット(UNCED)。世界の環境について考えることを目的に世界の首脳が集まった国際会議です。以後10年おきに環境をテーマにした首脳会議を開催しています。

#### 3 生物の多様性に関する条約

生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約(CBD: Convention on Biological Diversity)です。

#### 4 転換点(ティッピングポイント)

臨界点とも言い、生態系の状態がここを超えて悪化すると生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの劣化が生じ、回復が困難になる時点を指します。

#### 5 持続可能な開発目標(SDGs)

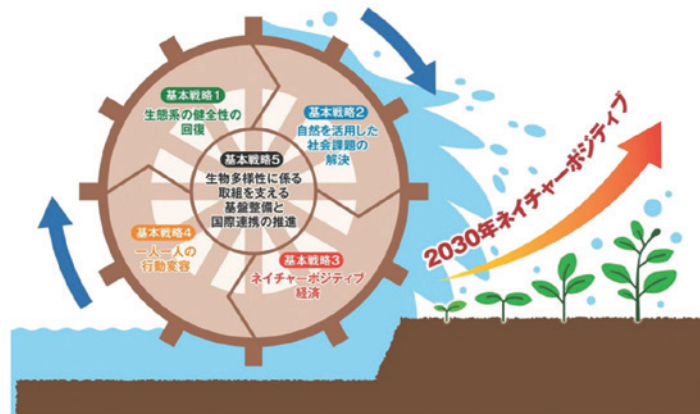
2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成された2016年から2030年までの世界目標です。

感染症の世界的蔓延に伴う2020年の世界遺産委員会の開催延期を経て、2021年7月の第44回世界遺産委員会拡大合会で「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載（世界遺産登録）が決議されました<sup>6</sup>。世界遺産登録後は、国（環境省、林野庁、文化庁）、地元自治体（鹿児島県、沖縄県及び関係12市町村）のほか、「奄美群島における世界自然遺産推進共同体」<sup>7</sup>をはじめとした民間の企業・団体の参画により、世界遺産の保護管理が進められています。

2022年にカナダのモントリオールにおいて、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催されました。そこで採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」<sup>8</sup>には、いわゆる「ネイチャーポジティブ」や「30by30」が盛り込まれました。

これらを踏まえて我が国では、2023年には新たに「生物多様性国家戦略2023-2030」<sup>9</sup>が閣議決定されました。また、ネイチャーポジティブの実現と30by30目標の達成に向けた取組として「自然共生サイト」の認定が始まりました。奄美大島では2024年度末までに、3つの自然共生サイト（陸域2つ、海域1つ）が認定されています。鹿児島県では2024年3月に県戦略の改定を行い、「生物多様性鹿児島県戦略2024-2030～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略」を策定しました。さらに、約20年にわたる継続的・科学的・計画的・組織的なマングース防除事業の結果、奄美大島のマングース根絶が2024年9月に環境省によって宣言されたことは、外来種対策の分野において、奄美大島だけでなく国・世界レベルで特筆すべき成果です。

#### 生物多様性国家戦略2023-2030の5つの基本戦略と2030年ネイチャーポジティブ



ネイチャーポジティブ達成に向けた道筋は、力強く回転する水車のはたらきで小さな芽を大きく育てていく様子に例えられます。基本戦略1～4は、相互に連携して動き、基本戦略5はこれらの取組を支える軸となります。

【出典：生物多様性国家戦略2023-2030関連イラスト（環境省）より転載】

#### 6 世界遺産一覧表への記載決議

一般に「世界遺産登録」と呼ばれます。本地域については同時に、①特に西表島の観光管理、②希少野生動物の交通事故対策、③河川再生戦略の策定、④緩衝地帯の森林管理への対応と、2022年12月1日までにユネスコ世界遺産センターへ進捗報告することが決議されました。日本政府は①～④の要請事項に対してタスクフォース（緊急性の高い課題や問題解決のために一時的に編成されるチーム）を設置して対応を検討し、「保全状況報告書」としてユネスコ世界遺産センターに提出しました。

#### 7 世界自然遺産推進共同体

世界自然遺産地域の奄美大島、徳之島をはじめとする奄美群島全体を含む鹿児島県内の40の企業・団体（発足当時）により、2019年に発足した組織です。世界自然遺産に関する普及啓発、希少種及び自然環境の保護、希少種の密猟・密輸などさまざまな課題の解決や、調査研究・普及啓発などへの参加及び協力、並びに希少種及び自然環境の活用を通じた地域貢献・地域振興にも取り組み、奄美群島の環境保全と地域振興の循環モデルの確立を目指すとしています。現在（2025年12月時点）では、鹿児島県外の企業・団体も含め71社が参画しています。

#### 8 昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標の後継となる、生物多様性に関する新たな世界目標です。2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」、いわゆるネイチャーポジティブを2030年ミッションとしています。また、2050年のあるべき姿を示す4つの目標（ゴール）と、2030年までに達成すべき23の目標（ターゲット）が設定されており、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全する「30by30」目標がターゲットの一つになっています。

#### 9 生物多様性国家戦略2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進、の5つを基本戦略としています。

## (4) 生物多様性地域戦略の役割

前述の生物多様性保全の重要性や、生物多様性に関する世界目標や国家戦略等の近年の国内外の動向から、生物多様性地域戦略の役割として、各地域が生物多様性の保全と持続可能な利用を地域づくりに活かし、自然と人間社会の持続可能性を高めて地域社会を活性化させることが求められます。具体的には、生態系の健全性を回復させ、自然の恵みを活用して地域の社会課題を解決し、産業や住民の行動変容を促すとともに、それを支える情報基盤と社会システムを整備することが求められています。

### ●「ネイチャーポジティブ」の実現

2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるという世界目標に対応し、自然を再興させる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すこと。

### ●生態系の健全性の回復と維持

地域の生態系（動植物やその生息環境）の質と規模を向上させ、生物多様性の損失を食い止めること。

### ●自然を活用した地域づくりと社会課題の解決

保全された自然資本を、地域課題の解決や魅力的なまちづくり、地域経済の活性化に繋げること。

### ●自然の恵みを支える産業・ビジネスの変革

生物多様性と自然資本の恩恵を受けて成り立つ産業やビジネスが、自然に配慮する形で社会変革を推進すること。

### ●住民一人ひとりの行動変容と社会システムの整備

生物多様性に関する価値観の共有や具体的な行動変容を促し、調査体制の整備や多様な主体の連携を促進する仕組みを構築すること。

## 生物多様性関連年表

年代	世界・国	鹿児島県	奄美大島
1970年代	「世界遺産条約」採択(1972) 「自然環境保全基本方針」閣議決定(1973)	「鹿児島県自然環境保全条例」制定(1972) 「鹿児島県自然環境保全基本方針」告示(1973) 「鹿児島県ウミガメ保護条例」公布	
1980年代	「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」設立(1989)		
1990年代	「地球サミット」開催、「アジェンダ21」及び「生物多様性条約」採択(1992) 「種の保存法」公布(1992) 「生物多様性国家戦略」の決定(1995)	「鹿児島県環境基本計画」策定(1998) 「鹿児島県環境基本条例」公布(1999)	マングースの捕獲開始(有害鳥獣)(1993) マングース防除モデル事業開始(1996)
2000年代	「新・生物多様性国家戦略」の閣議決定(2002) 「鳥獣保護法」公布(2002) 「自然再生推進法」公布(2002) 「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む「琉球諸島」が候補地に選定(2003) 「環境保全活動・環境教育推進法」公布(2003) 「特定外来生物法」公布(2004) 「第三次生物多様性国家戦略」の閣議決定 「農林水産省生物多様性戦略」決定(2007) 「エコツーリズム推進法」公布(2007) 「生物多様性基本法」の制定(2008)	「鹿児島県希少野生動植物保護条例」公布(2003) 「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物」動物編・植物編を発行(2003) 「奄美群島自然共生プラン」策定(2003)	「奄美野生生物保護センター」開所(2000) マングースの本格防除開始(2000) 奄美マングースバスターズ発足(2005) 「希少野生動植物保護条例」公布(島内5市町村)(2006) 「山羊の放し飼ひ防止条例」公布(島内5市町村)(2007)
2010	「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催、「愛知目標」採択 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 「生物多様性地域連携促進法」公布		
2011		「奄美群島版自然への配慮ガイドライン」ハンドブック作成	「飼い猫の適正な飼養及び管理条例」公布(島内5市町村)
2012	「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定	「奄美群島マナーガイド」作成	
2013	「世界自然遺産推薦候補地科学委員会」設置	「生物多様性鹿児島県戦略」策定	「奄美大島自然保護協議会」設立 「奄美大島自然保護ガイドブック」発行
2014	「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」決定		「奄美群島エコツーリズム推進協議会」設立
2015	国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択		「奄美大島生物多様性地域戦略」策定
2016	「第2回生物多様性総合評価(JBO2)」結果公表 「世界自然遺産推薦候補地地域連絡会議」設置 世界遺産暫定一覧表への記載	「奄美群島持続的観光マスタープラン」策定	「奄美大島エコツーリズム推進協議会」設立
2017	世界遺産一覧表記載への推薦 「奄美群島国立公園」指定		「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」策定及びエコツーリズム推進法による認定、エコツアーガイド認定制度の運用開始
2018	IUCNより世界遺産一覧表記載への「登録延期」勧告 世界遺産一覧表記載への推薦取り下げ 「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」策定		
2019	世界遺産一覧表記載への再推薦 「世界自然遺産推薦地モニタリング計画」策定 「奄美群島地域における希少な野生動植物の密猟・密輸対策連絡会議」発足	「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」施行 「奄美群島における世界自然遺産推進共同体」発足	「金作原における利用ルール」試行開始
2020	「奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画」策定		「奄美大島生物多様性地域戦略(2019-2024)」改定
2021	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載決議 「第3回生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)」結果公表	奄美大島内の「世界自然遺産奄美トレイル」全線開通	「三太郎線の夜間利用ルール」の通年運用開始
2022	「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」開催、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の保全状況報告書をUNESCO世界遺産センターに提出		「奄美大島世界遺産センター」開所 「奄美自然観察の森」リニューアル開所 「湯湾岳の利用ルール」試行開始
2023	「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定 「自然共生サイト」認定制度の運用開始	「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」改定 地元企業等による「奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊」結成	「アマミノクロウサギ・トラスト3号地」と「奄美大島 真米の里 秋名・幾里・大勝」が自然共生サイトに認定
2024	「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」公布		奄美大島のマングース根絶宣言 「瀬戸内町 ネリヤカナヤの海」が自然共生サイトに認定
2025			「アマミノクロウサギミュージアム Quru Guru」開所

## 2 奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ

### (1) 戦略の目的・性格

本戦略は、生物多様性基本法に基づき奄美大島の5市町村が連携して策定するもので、奄美大島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画となるものです。

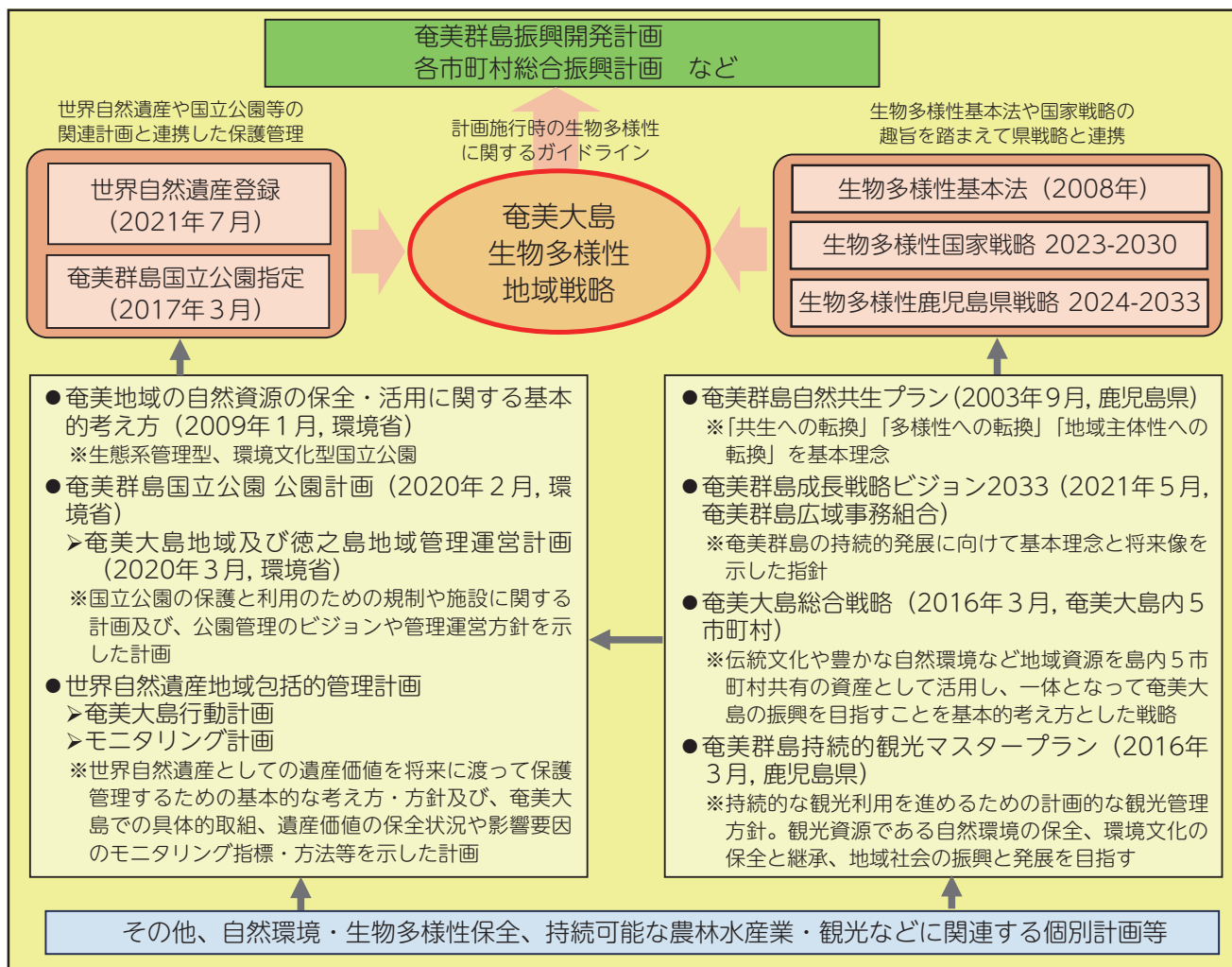
本戦略は、奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。

地域活性化は個性ある地域づくりによってもたらされ、それは自然環境と歴史文化を基礎としていとの考え方に立って各般の施策を講じていき、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

### (2) 戦略の位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法や国家戦略の趣旨を踏まえ、県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における、生物多様性の保全と利用に係るガイドラインとなるものです。また、世界遺産登録を踏まえ、関係行政機関で策定した世界自然遺産地域包括的管理計画、奄美大島行動計画や世界自然遺産地域モニタリング計画など、これらの計画と連携を図りながら保安全管理に取組み、さらに、地域が主体となった人と自然が共生する積極的な社会づくり活動を目指します。

奄美大島生物多様性地域戦略の位置づけ(体系図)

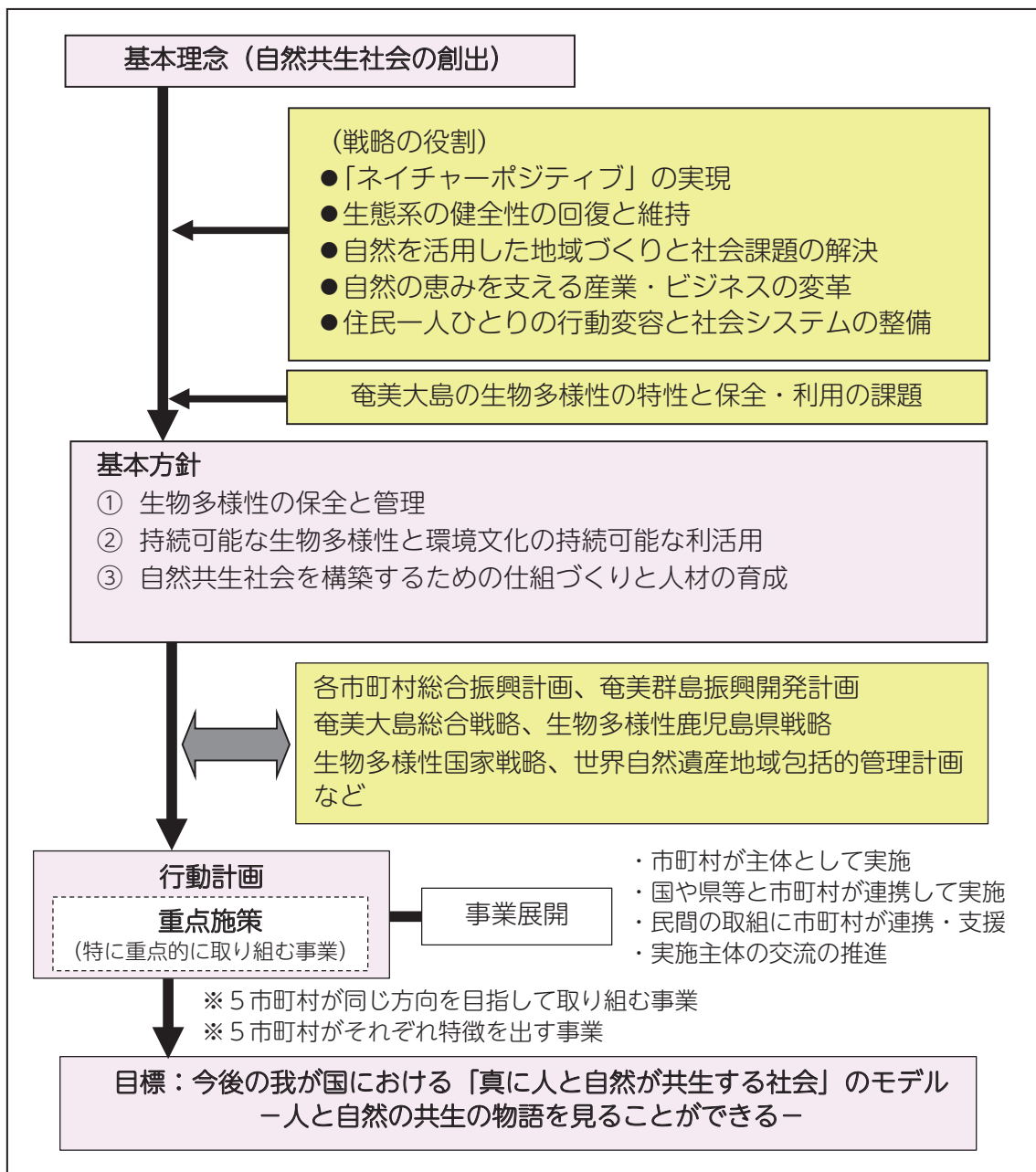


### 3 戦略の体系と事業展開の考え方

本戦略は、自然共生社会の創出を基本理念として長期目標と短期目標を設定し（第4章）、地域戦略の役割を踏まえつつ、奄美大島における生物多様性の保全・利用上の課題を明確にした上で、取り組むべき施策をとりまとめます。施策については事業展開の3つの基本方針を定め（第4章）、それに沿って地域の各主体が連携して取り組む行動計画（第6章）と、その中で5市町村が短期目標の達成に向かって重点的に取り組む重点施策（第5章）を示します。

国や県等が事業主体となる事業との連携において、5市町村が担う役割を整理した上で、事業の実現に向けて国、県等に必要な支援を要請する内容を示していきます。また、企業、世界自然遺産推進共同体やNPO等の団体、研究機関、地域住民など民間主体が実施する生物多様性保全や持続可能な利用の取組に対して、5市町村が積極的に連携・支援するとともに、これらの主体間の交流を推進し、より広く連携・協働できる関係づくりに努めます（第7章）。

#### 奄美大島生物多様性地域戦略の体系と事業展開の考え方



## コラム 奄美大島の概要

### (1) 自然条件

奄美大島は、鹿児島県本土から南西方向に約367kmの位置にあり、面積は71,235ヘクタールとなっています。択捉島、国後島、沖縄本島、佐渡島に次いで5番目に大きく、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町の5市町村で構成されています。

海域は黒潮の影響を受け、高い海水温と温暖・湿潤な亜熱帯海洋性気候を示し、名瀬の年間降水量は約2,900mmで、台風の常襲地域にもなっています。

奄美大島は、島が大きく標高694mの湯湾岳をはじめとして山が深いため、水量が豊富な河川が島内各所に見られます。

奄美大島の多くの海岸がリアス海岸となっており、入江の奥に古くから集落(シマ)が成立していました。集落の周辺は里地・里山・里海として、自然と人が共生して形成してきた特有の自然が生まれ、その中で、自然と結びついた独自の伝統と文化も育まれました。

### (2) 土地利用

島の9割以上(約67,000ヘクタール)が森林で、そのうち約93%が天然林です。昭和期には、枕木の産出やパルプチップ材の切り出しなどのために大規模な伐採が行われました。

奄美大島の人工林・天然林別森林現況(単位:ha)

区分	総数	針葉樹		広葉樹		特殊樹林		竹林	未立木地	更新困難地ほか	総面積に対する天然林率
		人工林	天然林	人工林	天然林	人工林	天然林				
国有林	4,078	123	60	63	3,799	—	—	—	33	—	94.6%
民有林	62,623	1,550	1,022	415	56,997	353	27	159	449	2,100	92.7%

特殊樹林: シャリンバイ。更新困難地ほか: 更新困難地、伐採跡地、その他(ソテツ)を含む。

※総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で一致しない。

[出典:「令和6年度鹿児島県森林・林業統計(鹿児島県ウェブサイト)」をもとに作成]

農地は、1950年代(昭和25～34年頃)には約5,000ヘクタール(全島面積の約6%程度)を占め、そのうち約30%(約1,500ヘクタール)が水田でした。近年では、水田の面積は約60ヘクタールに激減しています。畑地についても1950年代には約3,500ヘクタールありましたが、現在は約2,100ヘクタールとなっています。

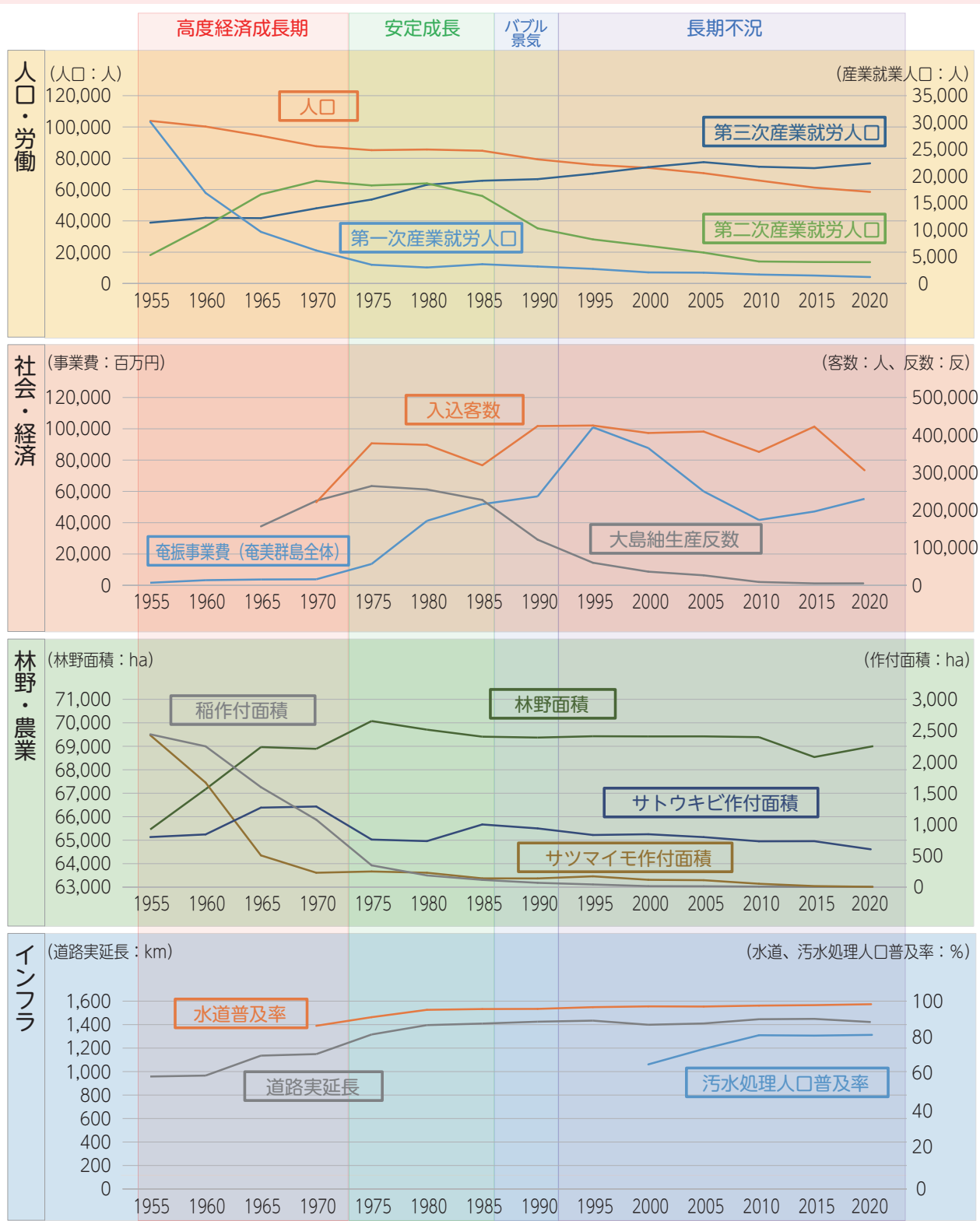
### (3) 人口と産業

奄美大島の人口は、戦時中を除き1960年頃まで、およそ10万人程度でしたが、その後徐々に減少して、近年では6万人程度、うち就労者数は約2万7千人となっています。

産業別就労者の推移をみると、1960年頃に3万人以上(構成比64.4%)いた第1次産業の就労者数は、1975年頃までに激減し、近年は約1,400人(全就労者数の5.0%)となっており、さらに、従事者の高齢化が進行しています。

第2次産業の就労者数は、1980年頃は大島紬の生産が全盛期で、全就労者数の約半数を占めました。現在は建設業と製造業などが中心で、約3,900人(全就労者数の約14.2%)を占めています。黒糖焼酎の出荷額も2005年をピークに減少傾向にあります。大島紬の年間生産反数も1980年頃の、年間約25万反をピークに、2015年度には5千反まで割り込んでいます。近年の産業の中心は第3次産業で、その就労者数は約22,100人で、全就労者数の約80.2%を占めています。

### 奄美大島における各種社会状況（基礎情報）の変遷



注：入込客数とは奄美大島外から奄美大島へ入った人数と奄美群島内で移動した人数の合計であり、ビジネス等の観光以外の目的での来島や群島住民の移動を含む。

[出展：人口・産業就労人口：国勢調査（総務省 統計局）  
 污水处理人口普及率：奄美市資料をもとに作成  
 その他：奄美群島の概況（鹿児島県 大島支庁 総務企画部 総務企画課）]